

第 30 回市民まつり

習志野市民まつり2023

募集要項

『出店の部』



習志野市民まつり実行委員会

参加募集要項 『出店の部』

1. 出店日時

2023年10月8日(日) 午前9時00分～午後5時00分

2. 出店場所

グルメ：市役所庁舎前広場(きらっと広場) 東側駐車場

バザー：市役所庁舎西側グランドフロア前駐車場

3. 募集項目及びコマ数

募集項目	会場	募集数	コマの規模及び設備
グルメの部 (飲食物の販売)	市役所庁舎前広場 (きらっと広場) 東側駐車場	24コマ	・1コマサイズ:2.7m×3.6m ・テント(1.5×2間) ・長机(180×45cm)2台 ・コンセント1口(電気使用上限1.5kw) ※照明はありません
バザーの部 (物品販売・ゲーム等)	市役所庁舎西側 グランドフロア前 駐車場	10コマ	・1コマサイズ:2.7m×3.6m ・テント(1.5×2間) ・長机(180×45cm)2台 ※照明、コンセントはありません

※各団体の申込みコマ数は、グルメの部、バザーの部ともに各1コマまでとします。ただし、申込状況により
グルメ・バザーの部ともに、別途、2コマ目希望者の抽選を行なう場合があります。

4. 応募資格

千葉県暴力団排除条例に抵触しない者および出店内容が市民まつりの趣旨を逸脱しない者で、次のいずれかに該当するものに限ります。

- (1) 習志野商工会議所の会員(※令和5年度前期分までの会費を完納していること)で、かつ、習志野市内に店舗または事業所を有する事業者(※ただし、登記のみで店舗または事業所が市内に実在しない事業者は不可)
- (2) 市内で活動している団体又は市内の町会・自治会など

5. 申込方法

※すべてインターネットによる申し込みとします。

(1) 申込方法… 習志野商工会議所ホームページ(URL:<https://www.narashino-cci.or.jp/>)から申込

(2) 申込期間… 8月1日(火)～8月9日(水)

(3) 申込開始… 8月1日午前9時から受付開始

(※期間内に募集コマ数に達した場合は、その時点で申込を締切ります。)

(4) 提出書類等

	提出書類	グルメ	バザー	提出期限	提出方法
1	【別紙1】出店申込書(グルメ)	○		8月23日(水)	習志野商 工会議所 へ郵送ま たは持参
	【別紙1-2】出店申込書(バザー)		○		
2	【別紙2】誓約書	○	○		
3	【別紙3-3-1】従事者用出店申込書	○	○		
4	【別紙4】従事者用誓約書	○	○		
5	【別紙5】出店企画書(グルメ用)	○			
6	営業許可書(写)	○		出店者説明会まで	
7	検便検査証(食業者等の方は検便受診済証の写しても可) ※各団体で予め用意すること	○			

※1. グルメ・バザー両方に出店を希望の場合は、別々に申し込んでください。

※2. 提出後の変更等は速やかに手続き願います。期限内に書類提出がない場合受付は無効になります。

※3.「千葉県暴力団排除条例」により、申込書および誓約書等の記載内容は習志野警察署に照会します。
 【千葉県暴力団排除条例に関する問合せ先】 習志野警察署刑事課 ☎047-474-0110

6. 出店に関する事項

(1) 出店協賛金及び清掃負担金の納入

清掃負担金は、予め徴収のうえ、まつり終了後に清掃されていることを確認後に返金します。もし清掃されなかった場合は、負担金の返金はいたしません。

募集項目	会場	出店協賛金	清掃負担金	備考
グルメの部 (飲食物の販売)	市役所庁舎前広場 (きらっと広場)駐車場	30,000円	2,000円	2コマ目の出店協賛金及び清掃負担金は、1コマ目の金額と同額
バザーの部 (物品販売・ゲーム等)	市役所庁舎西側 グラントフロア前駐車場	20,000円	2,000円	

※1 出店協賛金が未納の場合は、抽選の対象外となります。

※2 荒天等による中止の場合でも、出店協賛金は返金いたしません。

(2) 出店者説明会の開催

日時については後日商工会議所より各責任者あてに通知します。

説明会では市民まつりの概要(会場図、駐車場等)コマ割り抽選会による出店場所の決定などを行います。出店協賛金及び清掃負担金は、出店説明会開催日の前日までに指定の銀行口座、又は商工会議所にてお支払いください。

(3) 出店の拒否及び解除について

主催者(実行委員会)は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の趣旨に基づき、出店責任者、従事者その他の関係者が、次のいずれかに該当する場合は、出店の申込みを受付けず、又は出店を取消します。

- ①暴力団員であること。
- ②自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、市民まつり運営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

7. 食品の販売品について

食中毒防止のため次の点を厳守してください。

焼きそば、フランクフルト、たこ焼きなどのようにその場で調理を行い、最終的に加熱処理を行って、なおかつ調理工程が簡単なものみの販売とする。

◀販売可能な例示品目▶

おでん、スープ、もつ煮、豚汁、海鮮汁、焼き鳥、焼き餃子、ウインナー焼き、焼きとうもろこし、いか焼き、チヂミ、海鮮焼き、ホタテ焼き、お好み焼き、たこ焼き、田楽、じゃがバター、ラーメン、焼きそば、うどん・そば(温かいもののみ)、鶏唐揚げ、メンチカツ、コロケ、フライドポテト、揚げたこ焼き、アメリカンドッグ、フランクフルト、など

◀販売不可能な例示品目▶

弁当、おにぎり、寿司、カレーライス等の米飯類、ハンバーガー、サンドイッチ等の調理パン類、ケバブ、冷やしキュウリ、生クリーム使用食品、など

※かき氷の氷の使用は、食品衛生法で定められている規格基準に適合する氷を使用すること。

8. 駐車場と車両の搬入・搬出時間について

・主催者が指定する駐車場に1コマの出店につき車1台の駐車スペースを確保し、出店者責任者へ「駐車許可証」を発行します。また、まつり会場への搬入・搬出は当日とし、次の時間内で完了してください。

○搬入時間 … 10月8日(日) 午前6時～午前8時30分

○搬出時間 … 10月8日(日) 午後5時30分～

9. その他

(1) 感染症対策の推奨について

・従事者は必要に応じてマスク・手袋を着用し、手洗い石鹸の準備を検討してください。

・従事者及び来客用の消毒液を配置し、テーブル等適宜消毒を検討してください。

・購入希望者が密にならないよう、状況により行列の整理をお願いします。

※政府が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」は令和5年5月8日に廃止されましたが、引き続き基本的な感染対策が推奨されています。

(2) 火気の使用について

・火気を使用する場合は、火気の種類を出店申込書に記入し、消火器は各自持参してください。

(火器と消毒液の配置に十分注意してください。)

(3) 酒類販売について

・移動小売免許の申請は、出店者が直接行ってください。

《申請先》

■ 千葉東税務署

住所: 〒260-8577 千葉市中央区祐光1-1-1 TEL: 043-225-6811

(4) ごみの処理と清掃負担金の徴収

・ごみは(ダンボール含む)出店者が責任をもって持ち帰ってください。また、まつり終了後、速やかに各自のコマ及びその周辺を清掃していただきます。

・毎年、出店後の清掃に相当の時間と費用を要しているため、1コマにつき2,000円の負担金を預り金として徴収します。出店協賛金と共に習志野商工会議所にお支払いください。まつり終了後に主催者側で清掃されていることを確認後、本部テントに「清掃表」を提出の上「名札」と引き換えて清掃負担金を返金いたします。もし清掃されなかった場合は、負担金は返金いたしませんので予めご了承ください。

(5) 販売品に対するクレーム

・販売品に対する顧客からのクレームについては出店者において対処していただきます。主催者は一切責任を負いません。偽ブランド品や危険な玩具などの販売や景品としての提供は一切取り扱わないでください。

※本申請に伴う個人情報、市民まつりの運営目的のみに使用し、それ以外に使用しません。

《申込み・問合せ先》

■ 習志野商工会議所(申込み先)

住所: 〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14

TEL: 047-452-6700 FAX: 047-452-6744

HP アドレス <https://www.narashino-cci.or.jp/>

■ 習志野市民まつり実行委員会事務局

住所: 〒275-0016 習志野市津田沼 5-14-24 旧保健会館1階

TEL: 047-453-9289 FAX: 047-452-3103

Email: Kiratto@jcom.zaq.ne.jp